

小学生保護者の皆さまへ
藤沢市教育委員会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

現在、藤沢市立学校につきましては、緊急事態宣言の発令に伴う5月6日までの臨時休校措置としておりますが、現時点において国の緊急事態宣言が延長されるのか、解除されるのかは明らかになっていない状況です。加えて神奈川県教育委員会からは、緊急事態宣言が延長された場合には、臨時休校期間を延長すること、また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、県内の感染状況を踏まえ、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校や時差通学、短縮授業などの段階的な再開を検討するよう示されていますが、県教育委員会としての対応の決定も、国の動向を見定めてからになるため、5月の連休中になる見込みとのことです。

藤沢市立学校における対応につきましては、保護者の皆さまならびに児童の皆さんへのお知らせが連休明け直前になることでの混乱を避けるため、校長会等と協議のうえ、次のようにすることといたしました。

現状として、神奈川県や本市の感染状況は未だ拡大の傾向にあり、お子さまの安全安心を最優先に考えると、5月7日からの学校再開はリスクが高いことから、5月7日以降も休校措置を延長いたします。休校延長の期間は、市の公共施設閉鎖期間に合わせ、5月31日までとしますが、今後の感染状況や国・県の動向等を踏まえ、時々刻々と変化する状況への対応となるため、延長期間の短縮や更なる延長等が生じることもあることをご理解くださいますようお願いいたします。

休校期間の延長に伴う対応については、次のようにいたします。

1. 延長期間：5月7日（木）～5月31日（日）※状況により、期間の変更あり
2. 登校日：休校期間中に登校日は設けません。
3. 学習支援：追加の学習課題を配付します。

その前提条件として

- ・課題内容…教科書を中心に、4月に予定していた学習内容等
- ・配付期間…5月11日（月）～5月15日（金）
- ・配付方法…教職員が各家庭のポストへ投函します。

4. 教科書を受け取っていないご家庭へ：休校期間の延長により、教科書を使つての課題が含まれることから、4月30日（木）～5月8日（金）の平日8：30～17：00の間に、保護者の方が学校に来ていただくようお願いいたします。受取の際には、教科書を入れる袋等をご持参ください。この期間に受取ができない場合には、学校にご連絡ください。
5. 校庭開放：校庭開放は行いません。
6. その他：長期にわたる臨時休業による未実施の授業時数については、指導内容を精選しながら、夏季休業期間の短縮や土曜日における授業実施等により、補填していく予定です。詳細は改めてお知らせいたします。また、今後ICT等を活用した家庭学習を行えるよう、ご家庭のインターネット環境についての調査を5月1日（金）に連絡メールの機能を使って実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

居場所、昼食の提供について

1. 居場所 : 保護者の就労状況等が次の場合に限り、事前の申し込みにより受け入れます。
(特別支援学級在籍の児童を含む)

【対象】 両親の職業やひとり親家庭の親の職業が次のいずれかに該当し、仕事を休めない場合や、一方の親が次の職業要件に該当し、もう一方の親が疾病等により家庭で子どもの面倒をみるのが困難な場合

① 医療・保健従事者

② 消防、警察、電気・ガス・水道・交通機関等の社会インフラ従事者

③ 高齢者施設、障がい者施設、保育所等の福祉施設従事者

④ 食料品、医薬品の販売・運送等の従事者

※ その他、特別支援学級に在籍する児童等で自宅においてひとりで過ごすことが難しい場合や事業所等での預かりができない場合は学校にご相談ください。

※ いずれの場合も、保護者の休暇取得、在宅勤務が困難であること及び保護者以外の家族による対応が困難な場合に限ります。

※ 利用する場合には、家庭での児童の検温と健康状態を確認して、健康調査票に記入のうえ、持参させてください。かぜ症状等がある場合には自宅での休養を徹底させてください。

【実施日】 5月1日(金)～5月29日(金)の平日のみ

【時間】 8:30から12:00まで

【申込み】 学校ホームページ保護者ログイン画面の申込み入力フォーム(以前お知らせしたアカウントとパスワードでログインしてください)または、学校へ電話で申込みください。

(入力フォームでの申込み)

4月28日(火)～5月1日(金)の16:00まで

(電話での申込み)

4月30日(木)、5月1日(金)の9:00～16:00の間に学校へ申込みください。

※5月1日の利用分については、4月30日(木)の16:00までに必ず申込みください。

※締め切りを過ぎての申込みはできません。ただし、締め切り後に就労状況が要件に該当する状況に変わった場合は、学校にご相談ください。

2. 昼食提供 : 次の家庭に限り、事前の申し込みにより昼食の支援を行います。

【対象】 ひとり親家庭や就学援助制度等を受けていて、食の支援が必要な家庭

【実施日】 5月1日(金)～5月29日(金)の平日のみ

【配付時間】 12:00～12:30

【申込み】 学校ホームページ保護者ログイン画面の申込み入力フォーム(以前お知らせしたアカウントとパスワードでログインしてください)または、学校へ電話で申

込みください。

(入力フォームでの申込み)

4月28日(火)～5月1日(金)の16:00まで

(電話での申込み)

4月30日(木)、5月1日(金)の9:00～16:00の間に学校へ申込み
ください。

※食物アレルギーがある場合は対応できませんのでご注意ください。

※5月1日の利用分については、4月30日(木)の16:00までに必ず申
込みください。(当日の申込みはできません)

※締め切りを過ぎての申込みはできません。ただし、締め切り後に要件に該当
する状況が変わった場合は、学校にご相談ください。食数に限りがあるため
追加提供ができない場合があります。

【その他】自己負担金100円を徴収します。(家庭状況等による負担軽減あり)

利用する場合は持ち帰り用の袋を持参させてください。

保護者の皆様におかれましては、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

*休校延長にかかる居場所と昼食の提供については、別途お知らせいたします。